

議案第 13 号

名張市文化財の指定について

名張市文化財保護条例（平成12年条例第14号）第27条の規定に基づき、別紙のとおり市指定無形民俗文化財の指定を行う。

平成31年 4月 2日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市文化財の指定について

1. 概要

- (1) 種 別 無形民俗文化財
- (2) 名 称 火縄づくりの製作技術（ひなわづくりのせいさくぎじゅつ）
- (3) 所在の場所 名張市上小波田968番地
- (4) 保持団体 上小波田火縄保存会（会長 岩寄義孝）
- (5) 答申年月日 平成31年3月20日（第2回名張市文化財調査会）
- (6) 答申要旨 別紙のとおり
- (7) そ の 他 本市の無形民俗文化財の指定は3例目
平成6年10月「火縄」が三重県伝統工芸品に認定

2. 火縄づくりの製作技術について

起源は不明であるものの、寛文11（1671）年に新田村の開発時に結成された鉄砲百人衆の稽古用と推測される火縄製造の命を下小波田庄や組頭中が津藩から受けていることから、少なくとも340年以上の歴史を有しています。

明治時代に入り、軍事用から花火や宗教用へと移り替わったものの、需要は続き、その頃から京都市の八坂神社で行われている国民的年越し行事の一つである「をけら詣り」に用いる吉兆縄として使用し、現在まで続いています。

現存する資料の中では、昭和51年が最も多く7,600本を生産していたものの、一時は生産者が故岩寄寛一氏ただ1名を残すのみという危機を迎え、最も少ない平成29年には450本にまで落ち込みましたが、地元の有志が本技術を絶やさぬようと立ち上がり、上小波田火縄保存会を発足させ、平成30年の生産数は700本に回復しました。

本技術で生産する火縄の材料には真竹を用い、真竹の表皮を剥いだ肉質部分を鉋で薄くかき取り、同じ太さになるよう継ぎ足しながら縄にして、切り整えて干します。全ての工程を江戸時代から変わらぬ手作業のみの製法で生産された火縄は、機械で作ったものに比べ、長持ちで火が消えにくく、この品質の火縄を作ることができるのは、全国で唯一、名張のみと珍重されています。

現在、同保存会には30代から70代まで合計6人が所属しています。後継者の育成は課題であるものの、体験会等のイベントや地元高校生への協力など郷土の歴史・伝統を後世に伝える努力も積極的に行なっています。

3. 今後のスケジュール

- 4月 5日 文化財指定・報道発表
- 10日前後 指定書交付式
- 5月中下旬 名張高校放送部制作 映像資料寄贈式

4. 添付資料

- ・答申書（写）
- ・関連写真

平成31年3月20日

名張市教育委員会 様

名張市文化財調査会

答申書

平成31年1月18日付け名教文生第1111号にて諮問のあったことについて、下記のとおり名張市指定無形民俗文化財への指定が適当であると思料する。

記

1. 名称

火縄づくりの製作技術（ひなわづくりのせいさくぎじゅつ）

2. 所在の場所

名張市上小波田968番地

3. 保持団体

上小波田火縄保存会（かみおばたひなわほぞんかい）

4. 種別

無形民俗文化財

5. 概要

当該技術は、津藩の軍事を支えたことにはじまり、時代の流れとともに用途は変化したものの、340年以上の間、地域の伝統産業として今日まで受け継がれている工芸技術である。

材料には真竹を使い、鉋を用いてかき、継ぎ足しながら数十メートルの長さにまでない、切り整えて干す。江戸の頃から続く、機械を用いない一連の技術は、地域の特色として顕著であり、今日まで一度も絶やすことなく伝承されてきたことは名張市にとって大変貴重である。

平成28年11月に設立した保持団体の者の中には、経験年数40年以上の者が2名おり、特に製作技術に精通し、正しく体得し、製作の傍ら青年層の会員ら後進の育成に注力している。また、次世代のため、小中学生向けの映像作成や体験講習会にも積極的に協力している。

また、製作された火縄は帰路で火が消えることがないため、明治時代から続く八坂神社のをけら詣りで用いる吉兆縄として珍重されており、製作できるのは保持団体が全国で唯一とも言われている。

これらのことから、この貴重な伝統技術を将来まで伝承することを鑑みると、火縄の製作技術を名張市の無形民俗文化財に指定し、技術の保持者として、保持団体を認定することは適当である。



火縄づくりの様子①



火縄づくりの様子②



火縄づくりの様子③



火縄づくりの様子④



体験会の様子



八坂神社へ火縄を奉納（H30.12.15）



をけら詣りの参拝者①（H30.12.31）



をけら詣りの参拝者②（H30.12.31）